<剰余金処分案様式例>(非出資商工組合を除く)

※赤文字部分は、平成19年4月1日以降最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

	Z .(_	_	hn		-			
	料	余	亚	処	分	柔			
	台	平成 年		月	日				
-		平成 年 平成 年			月	日			
-	_	十八	•	+	л	н			
I 当期未処分剰余金									
1 当期純利益金額(又は当期	紬	温失 余	:額)				××		
2 前期繰越剰余金(又は前期	××								
3 過年度税効果調整額	××	×××							
Ⅱ 組合積立金取崩額									
1 会館建設積立金取崩額							××		
2 特別積立金取崩額							××	$\times \times \times$	
Ⅲ 剰余金処分額									
1 利益準備金							××		
2 組合積立金									
特別積立金					>	××			
〇〇周年記念事業積立金	È				>	××			
役員退職給与積立金					>	××	$\times \times \times$		
3 教育情報費用繰越金							××		
4 出資配当金							××		
5 利用分量配当金									
共同購買事業配当金					>	××			
〇〇事業配当金					>	××	$\times \times \times$	$\times \times \times$	
IV 次期繰越剰余金								$\times \times \times$	

(作成上の留意事項)

- (1) 出資商工組合、企業組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の処分はない。
- (2) 脱退者への中協法20条による持分払戻があるときは、別に、脱退者持分払戻計算書を作成する。
- (3) 税効果会計を適用する最初の事業年度において、過年度に発生した一時差異等(繰延税金資産と繰延税金負債の差額)を処理する場合には、過年度税効果調整額として、当期未処分剰余金に表示する。

<剰余金処分案様式例>(非出資商工組合)

※赤文字部分は、平成19年4月1日以降最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

	剰	余	金	処	分	案				
	自 至	平成 平成		年 年	月 月	日日				
	I 当期未処分剰余金1 当期純利益金額(又は当期純損失金額)2 前期繰越剰余金(又は前期繰越損失金)									
I 剰余金処分額1 基本金への振替額2 〇〇積立金への振替額3 次期予算への繰入							× × × × <u>× ×</u>	× × × × × ×		
Ⅲ 次期繰越剰余金								××		